

港区立幼稚園の保育料に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>21 前項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児に係る保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料は、無料とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(保育料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>21 前項の規定にかかわらず、当年度分(四月分から八月分までの保育料及び子育てサポート保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。)が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。)のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項第二号において同じ。)が一人のみである場合における最年長の幼児(次項第三号に該当する場合を除く。)について納付しなければならない保育料及び子育てサポート保育料(年間利用に係る子育てサポート保育料に限る。次項において同じ。)の額は、同表に定める額の二分の一に相当する額(その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた</p>

- 一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長者以外の全ての幼児
- 二 当年度分（四月分から八月分までの保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料にあつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表備考三に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千百一円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。）に属する全ての幼児（前号に該当する場合を除く。）

額）とする。

- 3) 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児に係る保育料及び子育てサポート保育料は、無料とする。

- 一 当該生計を一にする世帯に属する小学校就学前の子ども及び小学校第一学年から第三学年までに在学している子どものうち最年長の子ども以外の全ての幼児。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円以上の世帯に属する当該最年長の子ども以外の全ての幼児のうち最年長の幼児にあつては、当該最年長の子どもについて保育を委託している場合、当該最年長の子どもが小学校第一学年から第三学年までに在学している場合その他これらに準ずるものとして港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める場合に限る。

(保育料の納付)

第三条 保育料及び子育てサポート保育料（以下「保育料」と総称する。）の納付方法、納付期限等は、港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める。

(後略)

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項の規定は、令和二年四月分以後の保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料（改正

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が二人以上いる場合における最年長の幼児

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。）に該当する場合における当該世帯に属する全ての幼児（前二号に該当する場合を除く。）

(保育料の納付)

第三条 保育料及び子育てサポート保育料（以下「保育料」と総称する。）の納付方法、納付期限等は、委員会規則で定める。

(後略)

後の条例第二条第一項に規定する子育てサポート保育料をい。以下同じ。) から適用し、同年三月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。